

参考資料

1. 求菩提景觀形成重点地区の現況

(1) 景觀の特徴

① 求菩提山をはじめとした歴史的景觀が継承されている

● 歴史の特徴

求菩提地区には求菩提山を中心に多くの修験道遺跡が残っている。鳥井畑の大字界付近には豊州求菩提山絵図に描かれている東ノ大鳥居の跡が残り、求菩提山中には坊跡、みそぎ場、鬼の石段、上宮、護国寺跡（中宮）、獅子の口、ゴマ場跡、氷室、愛宕神社、玄冲塚、石仏等々があり、修験道が盛んだった往時を偲ばせる。また、求菩提資料館のある東側山中には、不動窟・火迫窟・弁財天窟など山伏の修行窟が見られる。



■ 東ノ大鳥居跡



■ 上宮



■ 中宮



■ 獅子の口



■ 石仏（八丁坂付近）



■ 鳥居（八丁坂入口）

● 豊州求菩提山絵図と現在の景觀

求菩提資料館に収蔵されている豊州求菩提山絵図は明和元年（1764 年）に版木が製作され、当時の求菩提山と山麓の様子がわかる。ホラ吹き岩周辺から見た求菩提山を下に示したが、岩岳川と田畑・茶畑の様子や求菩提山の杉の植林など絵図との類似点が多く見られる。求菩提地区の土地利用が江戸時代から現代まで継続されていることがわかる。



■ 豊州求菩提山絵図



■ ホラ吹き岩周辺から見た求菩提山（現在）

●歴史を迫体験できる景観

豊州求菩提山絵図と現在の景観との対比の研究が今後進めば、農村景観のなかで求菩提山絵図の世界をより正確に迫体験する機会を提供できるようになると考えられる。求菩提地区の景観は、棚田を中心とした農村景観だが、豊州求菩提山絵図の内容を踏まえて見ると歴史の奥行きを感受できることが特徴である。

②伝統的農村景観が継承されている

●まとまりの良い景観

求菩提地区は両側から山のせまる谷間に位置し、谷の中央を流れる岩岳川の兩岸に石垣を築いた棚田が幾層にも重なる景観が特徴的で、また、多くの伝統的な建物からなる集落と棚田を中心とした農地では石積みによる農小屋（ツチ小屋）が点在し、統一性のあるまとまりの良い景観を呈している。



■農村景観（世須岳）



■農村景観（鳥井畑）

●伝統的な農村景観

求菩提地区は川を中心に兩岸に水田（棚田）が広がり、その中に集落がある。また、それを囲むように緩傾斜の里山と急峻な山地が続くという土地利用が維持され継承されている。これは豊州求菩提山絵図からも同様の傾向が読み取れることから、中世より受け継ぐ空間秩序だと推測できる。水田への水供給の方法なども、岩岳川からの堰上げと用水路、山からの沢水による給水など伝統的な農業形態をよく継承している。また農家の建つ場所を見ると、斜面を背にして山辺に立地するタイプと、平坦地に立地するタイプとがあり、これも伝統的な農村での基本的な形態を継承している。鳥井畑の大字界付近までは農地整備が進み、伝統的な空間秩序が残っていないが、求菩提地区では農村景観の伝統的な秩序が継承されているのが特徴である。



■用水路



■堰（岩岳川）

●伝統的な農家建築

求菩提地区の農家建築は、伝統的な様式を継承しているものが多い。敷地内には主屋、倉庫・車庫、馬屋、農具小屋等があり、主屋に隣接して建てられた馬屋は、現在1階を車庫、二階を住居や物置としている。外観は壁を真壁漆喰塗り、縦板張りで、玄関部分を幅1間程引き込んで桁を見せる。これは求菩提山の諸坊でも見られる。平面形式は玄関から間口2間×奥行き3間ほどのにわ（土間）が配され、これに四ツ間取りの部屋が接する典型的な農家建築である。



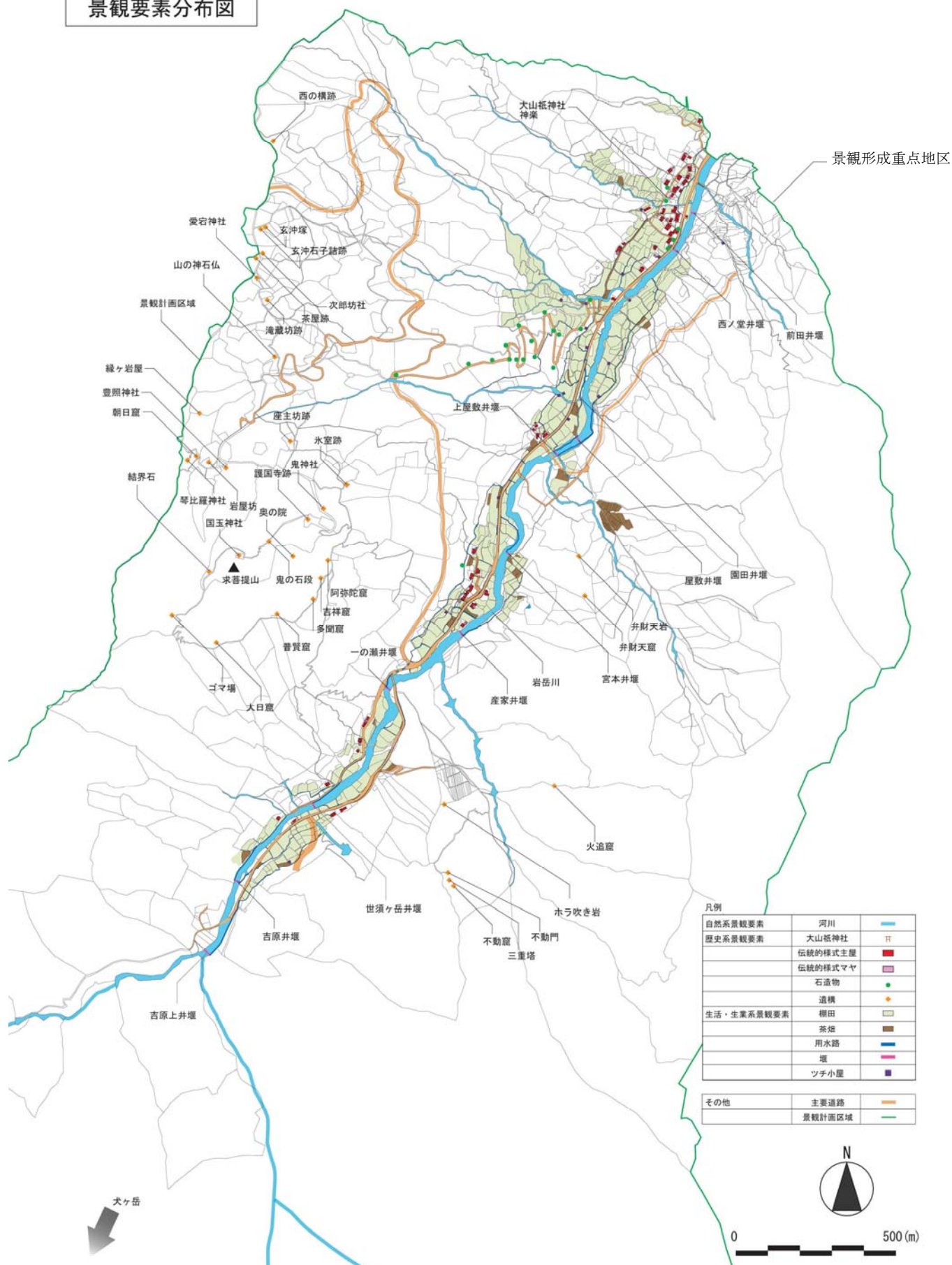
■伝統的様式建物（玄関構え）



■伝統的様式建物（草葺き屋根）

(2) 景観の現況

景観要素分布図

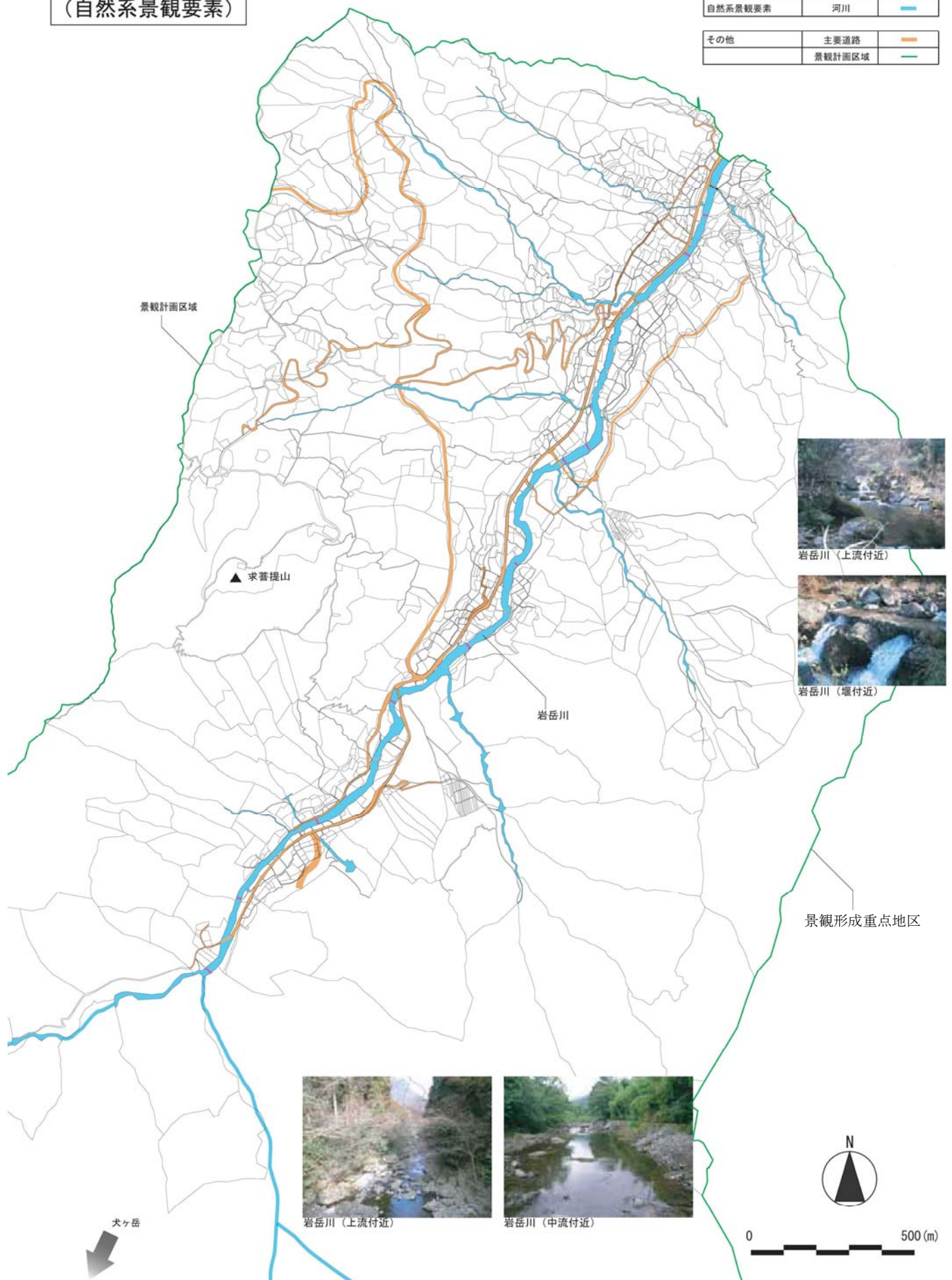


景観要素分布図
(自然系景観要素)

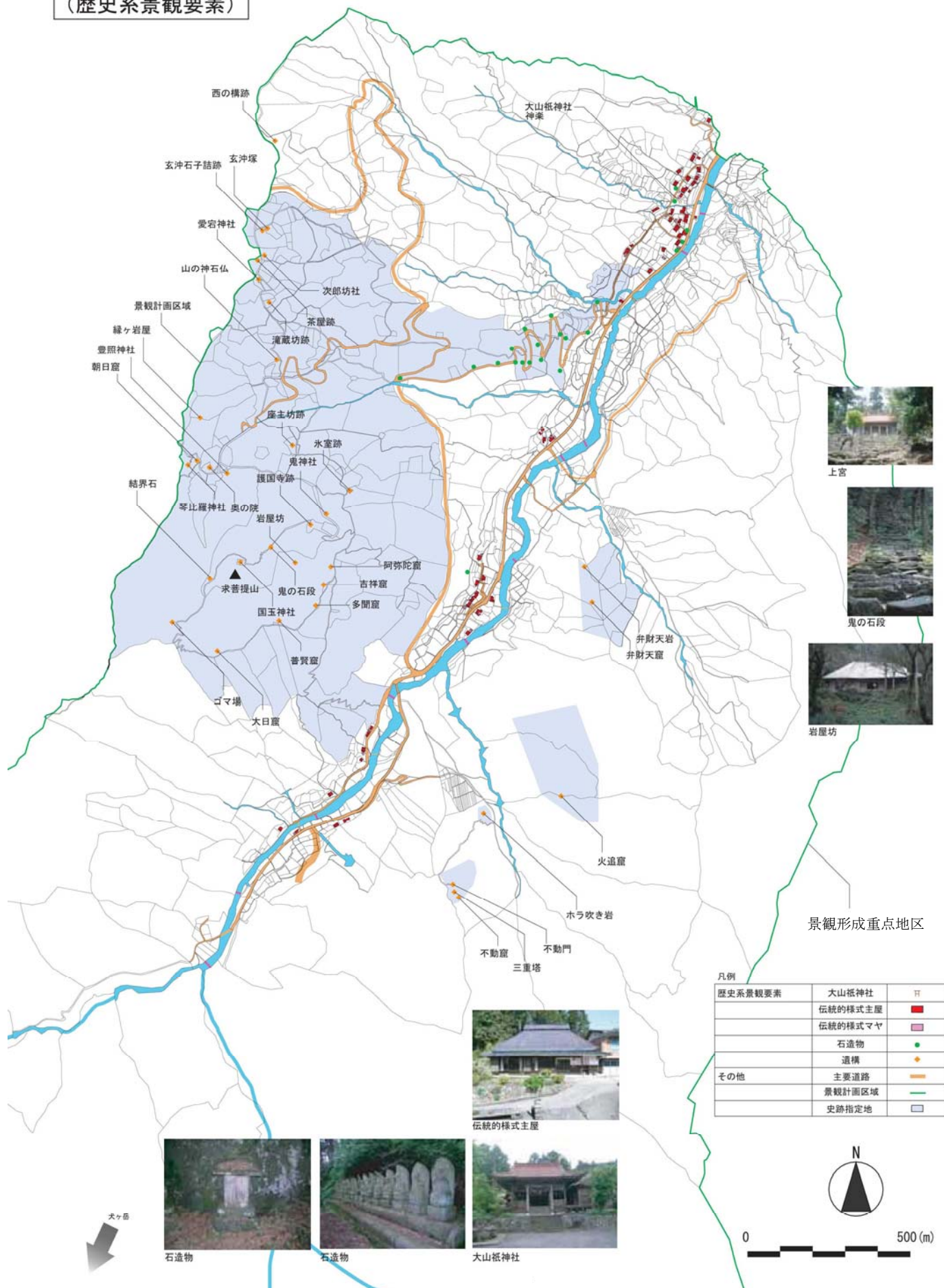
凡例

自然系景観要素	河川	
---------	----	---

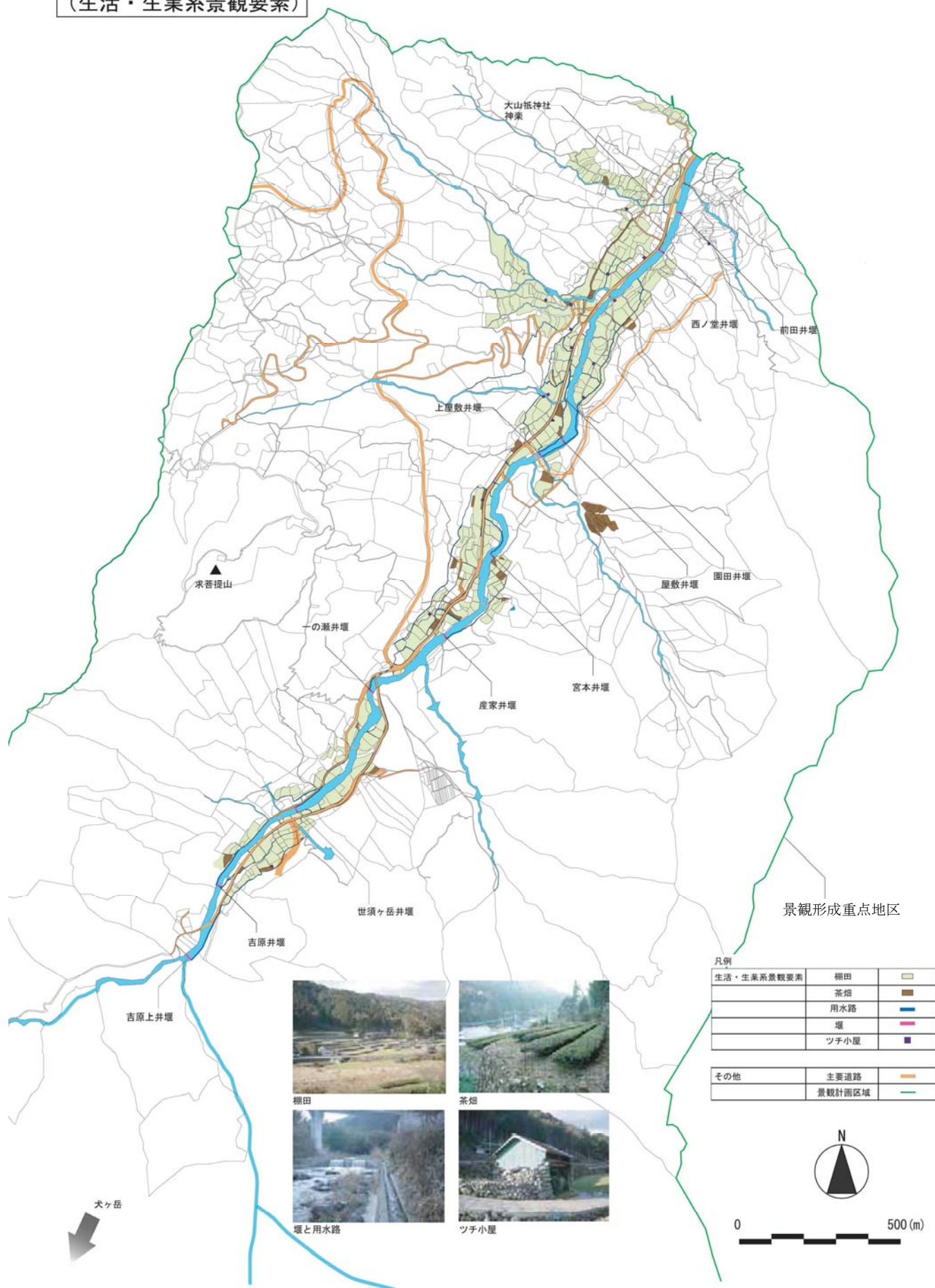
その他	主要道路	
	景観計画区域	



景観要素分布図
(歴史系景観要素)



景観要素分布図
(生活・生業系景観要素)



(3) 景観構造

景観構造は、地域景観の全体的なまとまりを秩序立てる重要な骨格である。分析結果を下表にまとめた。

求菩提地区は、市街地から県道犀川豊前線と並行する岩岳川をさかのぼり、篠瀬地区から南側へ屈曲し、西側に求菩提山、東側に経読岳の両側から山のせまる谷川をさかのぼった、隠れこもった場所である。両側から山のせまる谷と水の流れがつくりだす空間と、その目標として犬ヶ岳につながる谷の奥処のつくりだす空間である。

景観的には、屈曲する篠瀬地区から鳥井畑が入口部分（ゲート）を形成しており、大山祇神社をランドマークとして谷奥に視界が通っている。岩岳川の両側には石垣を築いた棚田が幾層にも重なり、緩傾斜の里山と急峻な山地が続き、最深部には犬ヶ岳を望むが、西側から求菩提山が張り出す地勢であり、視界の一部を圧倒している。東側には弁財天岩があり、標高が高くなるほど傾斜が急になる耶馬溪・英彦山などの豊前一帯で見られる特徴的な谷あい景観でもある。

鳥井畑には地域のランドマークとなる大山祇神社と石積みの棚田が続く中に、伝統的な建築物で構成された集落があり、重要な景観要素となっている。また、地域性の高い景観要素として、棚田を中心とした農地に石積みによる農小屋（ツチ小屋）が点在している。ただ、上部の棚田ではスギ・ヒノキの植林が進み、現在では棚田の全景が望めなくなっている。

集落から求菩提山への山道には傍らに石造物が存在し、かつての修験道場の面影を強く残している。

産家も石積みの棚田が連なるなか、伝統的な建築物が並ぶ集落が存在しその脇を灌漑用水路が流れる良好な景観を呈している。更に産家南部地区に至ると東側の求菩提山が迫り来る地形に圧倒される。ここは明確ではないものの第2のゲートとして更に谷奥へと視線が進む。

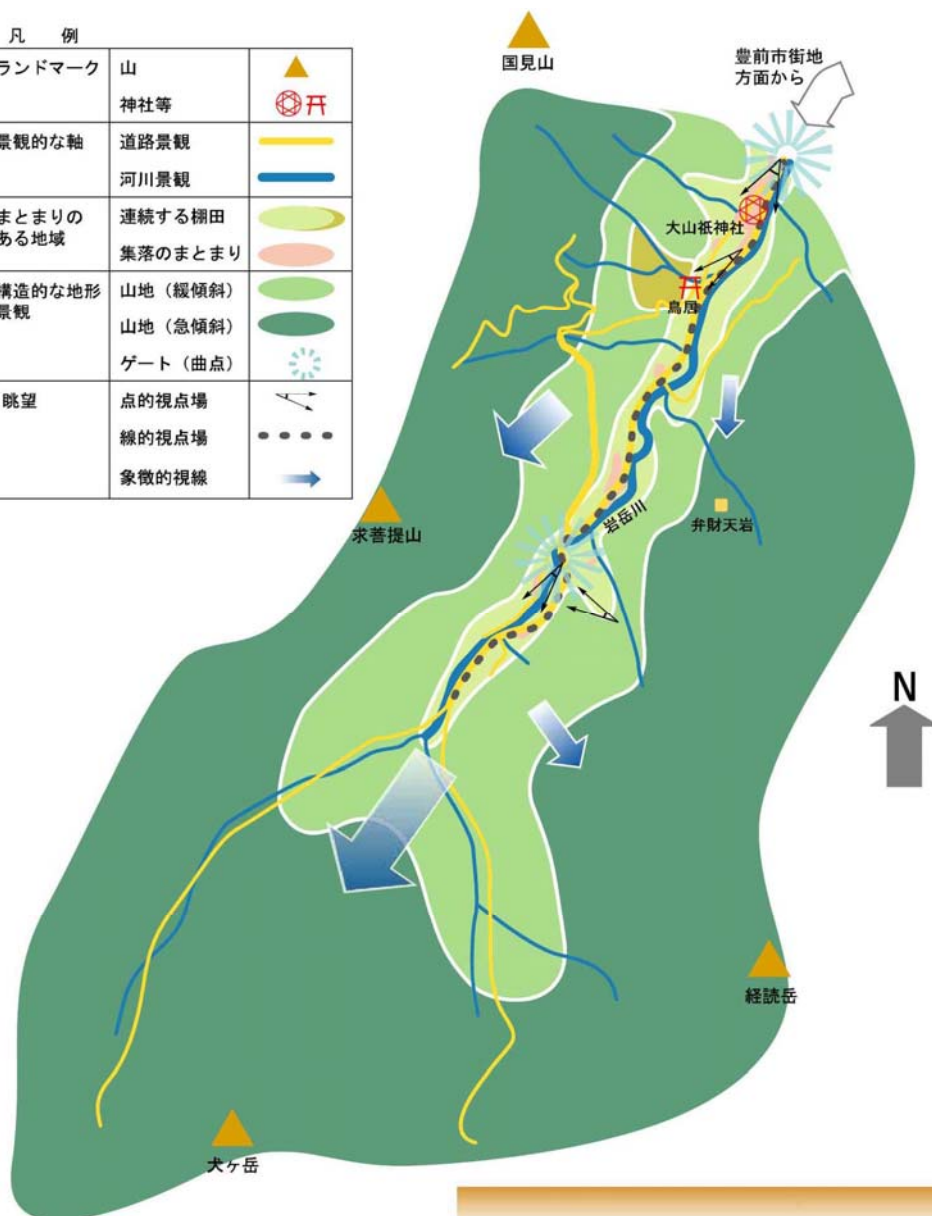
求菩提地区の最深部である世須岳も石積みの棚田が連なり、伝統的な建築物が存在しているが、鳥井畑及び産家と比較すると規模は小さくなる。この地区は石造物などが存在せず、旧修験道場としての様相はなくなっている。

■求菩提地区の景観構造構成要素

景観構造要素	内 容	場 所 等
ランドマーク	信仰対象としての山や神社等、地域の象徴となっている意味的な目印	山
		神社等
景観的な軸	軸上に連続する景観で見通しが良い道路や河川など	道路景観
		河川景観
まとまりのある地域	景観の統一性があるなど全体的にまとまりのある景観を呈する地域	棚田
		集落
構造的な地形景観	谷を形作る両側の山地、地形的な狭窄部等、地域景観を構造づける景観要素	山地（緩傾斜）
		山地（急傾斜）
		ゲート
眺望	棚田や茶畑、求菩提山や犬ヶ岳の眺望地点	点的視点場
		線的視点場
歴史的及び地域的要素	小空間における特徴的な景観要素	歴史的要素
		地域的要素

■ 景観構造図

凡 例		
ランドマーク	山	▲
	神社等	⊗ 卍
景観的な軸	道路景観	—
	河川景観	—
まとまりのある地域	連続する棚田	〰
	集落のまとまり	〰
構造的な地形景観	山地（緩傾斜）	〰
	山地（急傾斜）	〰
	ゲート（曲点）	⊙
眺望	点的視点場	→
	線的視点場	→
	象徴的視線	→



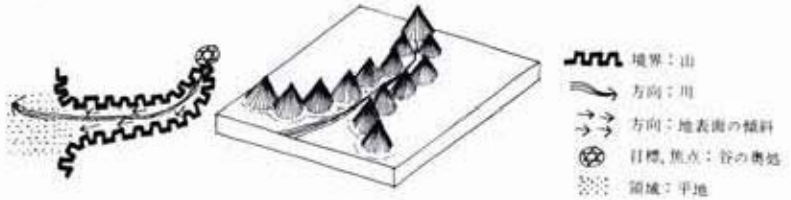
地区北口からのイメージ

■日本における景観の典型的な例

谷（隠国（こもりく））型景観

両側から山のせまる谷と水の流れのつくりだす奥へ奥へと誘う空間を溯る時、人は何か精神の緊張感、高揚感を感じ取ることができる。この溯行の感覚は、溯った奥に水分神を中心とした安住の地が開けると期待感につながっていると同時に、死者の霊が上昇し昇華していくという感覚ともつながっていた。集落を流れる川を上流に溯った、小闇く寂かなる谷の奥は、死者を送るのに最も好ましい場所とイメージされたようで、ここに「山宮」が祀られたという。死霊はここであらゆる汚濁と別れ去り、青雲たなびく峰の上に昇華し、そこからかつて棲んでいた国原を眺め見下ろしていると考えられていた。私は、このような谷の奥の景観を「隠国（こもりく）」型景観と呼んだ。

さらに、山の奥の奥の、谷間にある焼畑農耕や木工木地（きじ）などを営む集落が、谷を溯った奥には何か別天地があるのではないかという谷の景観がもたらす溯行のイメージと重なって、「隠れ里」という異郷伝説を生んだ。また、東日本で谷地（やち）・谷（やつ）といわれる山の辺の小さな谷地形が、「水分神社」型景観に似た小さなまとまりのある農耕地を営んできたことと、鎌倉の禅宗寺院が、この谷地形を巧みに生かして、隠れこまれる静謐な宗教的景観を生みだしてきた。



出典：「日本の景観」樋口忠彦 春秋社 S56.10

■豊州求菩提山絵図

明和元年（1764 年）修験道場の象徴として求菩提山が描かれている。岩岳川兩岸に棚田があり、その上部は急峻な斜面の修験道場となっている。谷筋の奥まった箇所には宝塔を描き象徴的な景観



2. 景観法と文化財保護法及び自然公園法等による景観形成

求菩提地区においては、求菩提山自体が国指定史跡地に指定されている。また、山頂にあるボダイジュやヒメシャガは県指定天然記念物、クワは市指定天然記念物に指定され、鳥井畑にある大山祇神社横には覚魔社社殿があり市指定の有形文化財の指定を受けている。これらは文化財保護法の下に保全される。また、犬ヶ岳や求菩提山一帯は耶馬日田英彦山国定公園に指定され自然環境などにおいても開発等の一定の制限がかかっている。

以下に、歴史的な資産の保全について、関係法令および行為規制の棲み分けを整理する。景観に関連する歴史的な資産としては、有形文化財と記念物がある。これらのうち、国宝・重要文化財・特別史跡名勝天然記念物・史跡名勝天然記念物については、文化財保護法によって現状変更が厳しく規制されている。そのため、これらは景観法の景観計画区域においては適用の除外となる。一方、登録有形文化財や登録記念物については文化財保護法に基づく現状変更の規制が届出勧告にとどまるなど、比較的緩やかである。よって、これらは景観法の景観計画区域における認定制度の適用対象となっている。

自然公園法では土地の形質の変更や木竹の伐採など一定規模を越える行為については県知事の許可が必要であり、自然景観においてある程度規制されるものの、文化財保護法と比較して緩やかなものである。

また、景観計画区域内には森林法による保安林と農業振興地域の整備に関する法律による農用地が指定されている。共に自然環境の保全や農林業の促進を図ることを目的としているが、許可を受けることによって開発行為等が可能であり、前述の法律よりも緩やかなものである。そのため、景観法による規制を適用することで、歴史的な景観を守り、これまでの地区の生業である農林業を保全される仕組みを作ることとする。

■ 行為規制の一覧

法令	原則	対象範囲	許可届出	行為規制の内容	備考
自然公園法	優れた自然風景地を保護するため、諸行為について規制される。	第2種特別地域 第3種特別地域	許可	・工作物の新築、改築、増築 ・木竹の伐採 ・鉱物の掘採、土石の採取 ・河川、湖沼等の水位、水量の増 ・広告物等の掲出、設置、表示 ・屋外での物の集積、貯蔵（※1） ・水面の埋立、干拓 ・開墾等の土地の形状変更 ・植物の採取、損傷等（※2） ・動物の捕獲、殺傷、卵の採取等（※3） ・屋根、壁面、鉄塔等の色彩変更 ・車馬、動力船の使用等	※1 指定物に限る（土石、廃棄物、再生資源、再生部品） ※2 指定植物に限る ※3 指定動物に限る
		第2種特別地域 第3種特別地域	届出	・木竹の植栽（※4） ・家畜の放牧	※4 指定地域に限る
文化財保護法	文化財の保護を図るため、諸行為について規制される。	史跡	許可	指定地内の現状変更及び保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受ける必要がある。	
		周知の埋蔵文化財包蔵地	届出	土木工事等を目的として周知の埋蔵文化財包蔵地の発掘をしようとするときは、文化庁長官に届出を行うことが義務付けられている。	
森林法	良好な自然環境の保全・形成、森林の有する公益的な機能の維持・増進を図るため、諸行為について規制される。	保安林	許可	立木の伐採、土地の形質変更等を行う場合、許可が必要となる。	
農業振興地域の整備に関する法律	農業の健全発展を図るため、諸行為について制限される。	農用地	許可	農用地区域内の開発行為については許可が必要になる。	



豊前市景観計画

平成 23 年 3 月

発行／豊前市
編集／まちづくり課
〒828-8501

福岡県豊前市大字吉木 955 TEL : 0979-82-1111
<http://www.city.buzen.lg.jp>